

池田地区 用途地域変更について

佐伯市の都市計画

佐伯市では、まちの利便性、快適性、安全性及び定住性の向上を目指し、快適な住宅地や魅力ある商業業務地の形成、環境と調和した工業地の確保等といった土地の使い方（土地利用）・ルールを定め、「第2次佐伯市都市計画マスタープラン」や「佐伯市立地適正化計画」などの各種計画を策定しています。

各種計画では、まちの中心となる都市拠点や地域生活の核となる地域生活拠点に生活利便施設や居住を集め、各拠点間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、将来にわたって各拠点とその周囲の暮らしやすさが維持されるまちづくりを推進することとしています。

佐伯市の都市計画の現状と課題

宅地化や土地利用の転換により、市街地が拡大している地域があります。一方で少子高齢化や人口減少等に起因する税収・財政規模の縮小が想定され、生活利便施設や公共交通等の日常生活への影響が懸念されます。そのため、既存の生活基盤や住環境を維持していくために、適正な市街地形成・土地利用の方向性を定める必要があります。

佐伯市の土地利用方針

各種計画で定められている土地利用の方針は以下のとおりです。

- ◆ 上岡地区は「都市計画マスタープラン」において、鶴岡地区から佐伯 IC 間を「複合住宅地」として「地域のあり方を検討する地区」に位置付けています。
- ◆ 鶴岡西町地区は「都市計画マスタープラン」において、生活利便を支える拠点（都市拠点）と位置付けられ、「立地適正化計画」において、居住及び都市機能誘導区域に指定され将来に渡り、生活利便・居住の確保を図る地区とされています。
- ◆ 稲垣地区は「都市計画マスタープラン」において、「地域地区のあり方を検討する区域」に位置付けられ、用途地域の見直しを検討する区域となっています。
- ◆ 池田地区は「立地適正化計画」において、隣接する住宅地「第二種中高層住居専用地域」の一部が居住誘導区域に指定されています。



用途地域の指定

【用途地域とは】

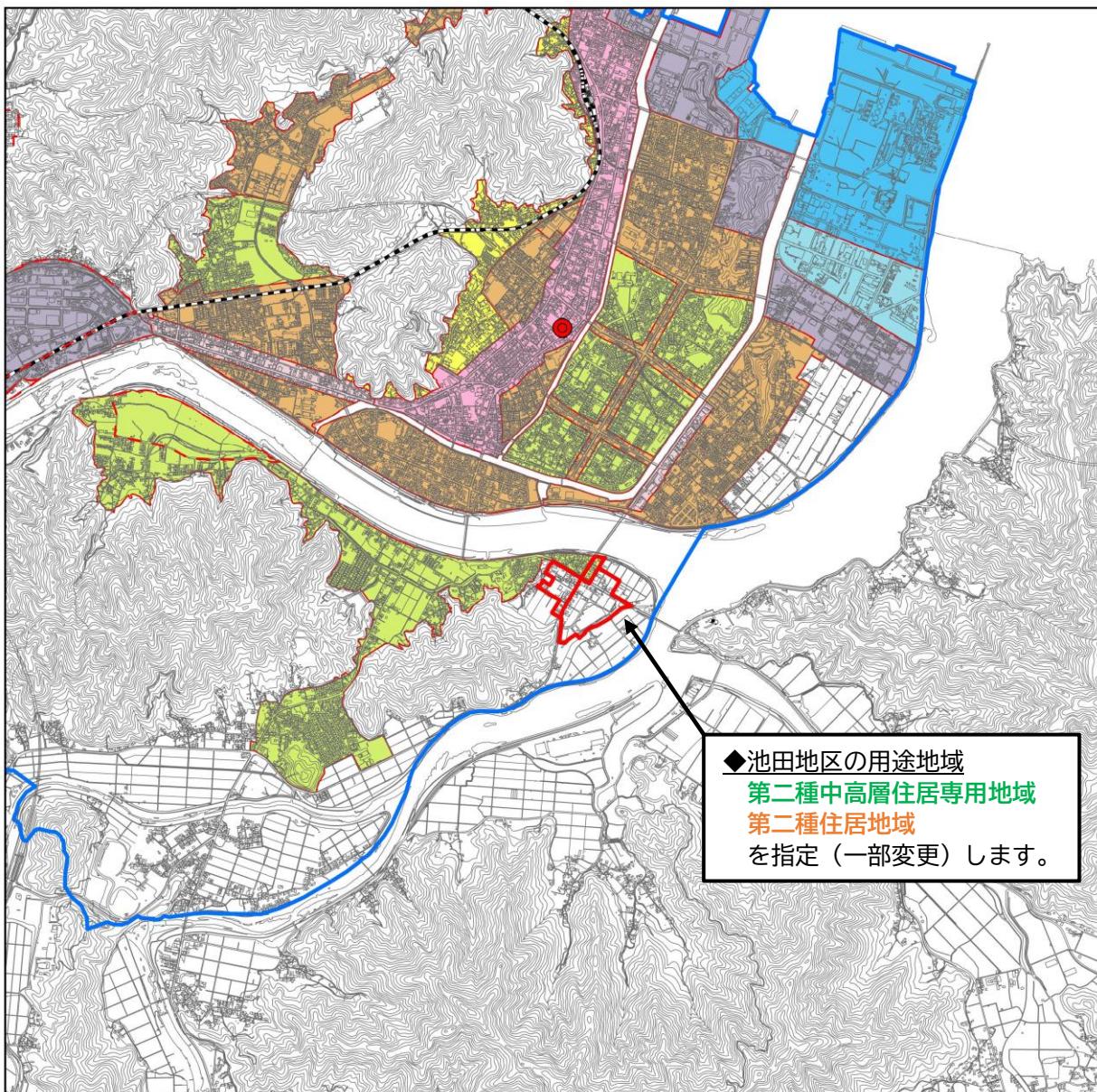
住宅、商業、工業などの用途で活用する土地を、適正に配分（それぞれの用途で活用できるエリアを指定）することで、住環境を保護し、商業、工業などの利便性を増進させるものです。用途地域には、13種類あり、本市には8種類の用途地域が指定されています。

用途地域の種別に応じて、建築することができる建物の用途や規模を定め、住宅や工場が混在し音や振動、臭気などに関するトラブルの防止、回避を図ります。

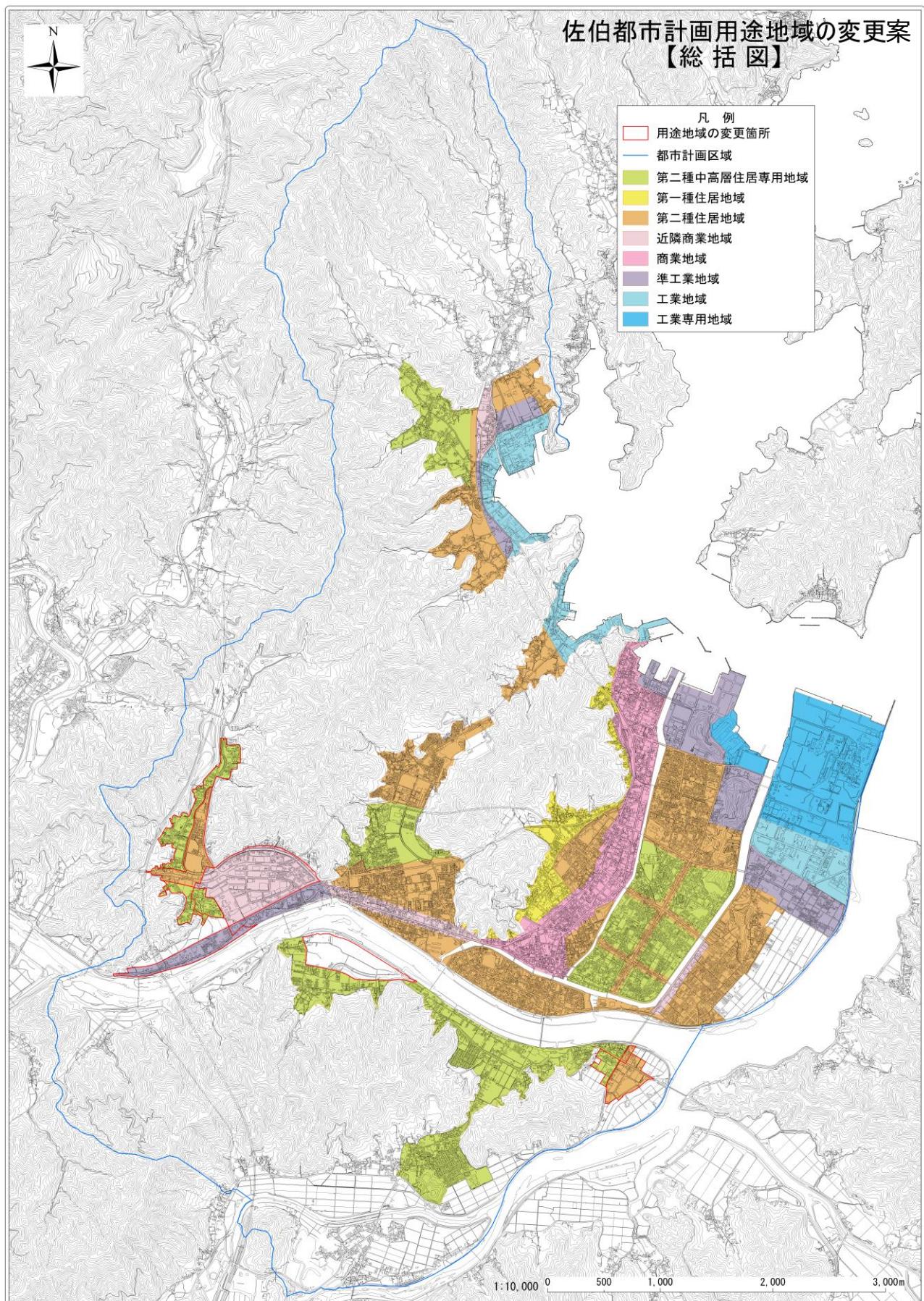
【用途地域指定の考え方】

近年の社会情勢や本市の状況（人口や市街化動向等）を踏まえ、まちづくりに関する計画が策定されている一方で、現在の用途地域は設定から長期間経過しており、計画等に定めた、まちづくり・土地利用の在り方や本市の実情からかけ離れている地域が発生しています。

今後、秩序ある土地利用を進めるため、土地利用方針を踏まえた適切な土地利用誘導、土地利用現況・開発動向と用途地域とのズレをなくすことを目的に用途地域の見直しを行います。



変更後の用途地域(案)



池田地区の用途地域指定について

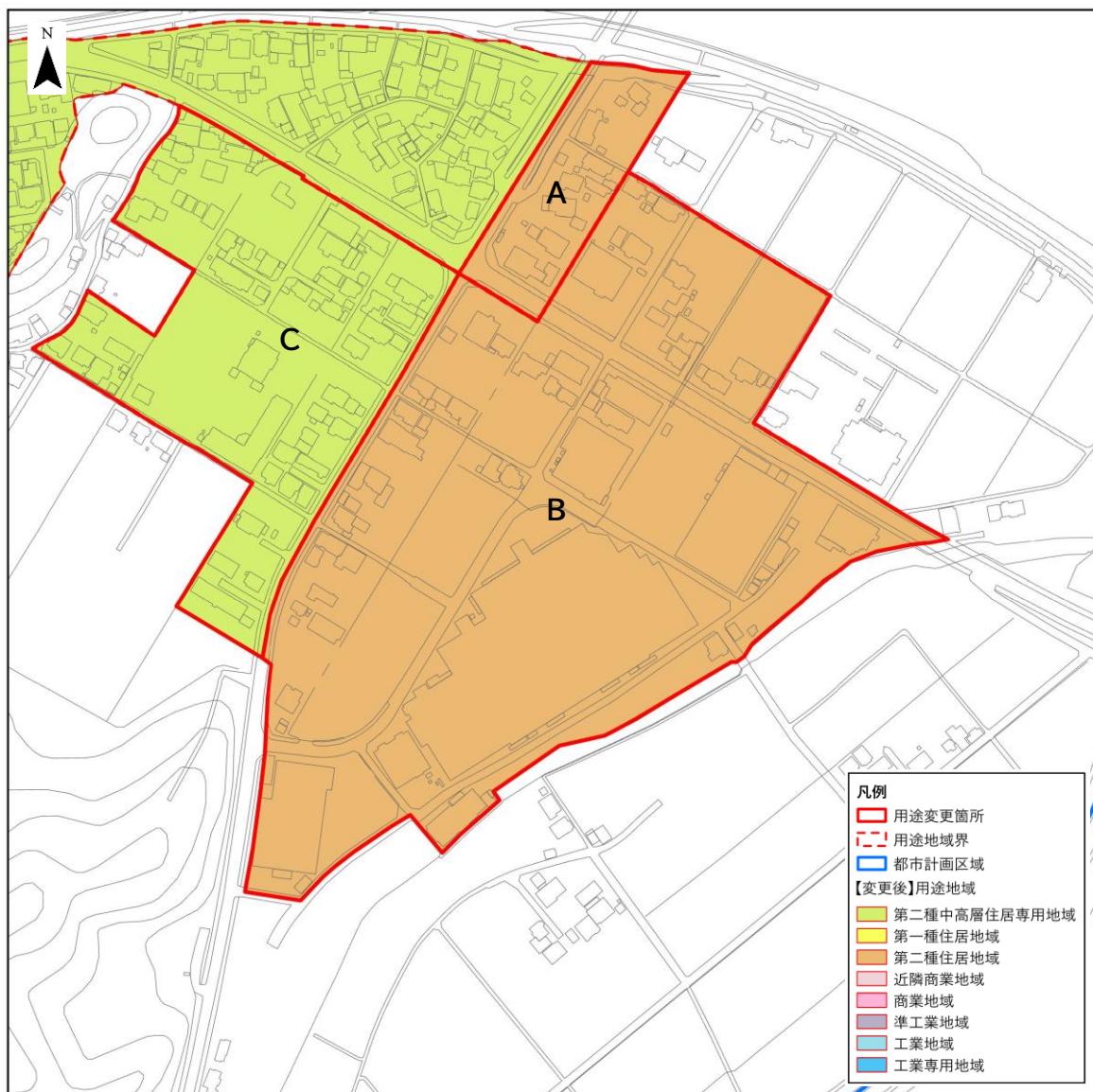
【A】第二種中高層住居専用地域 ⇒ 第二種住居地域

【B・C】第二種住居地域 第二種中高層住居専用地域の指定

- 新佐伯大橋周辺の国道388号沿道において宅地化が進行する用途無指定地域です。地区内には、大規模商業施設（トキハインダストリー）が立地し、北側及び西側は主に住宅地、南側は主に農地が広がっています。
- 地区全域に農業振興地域が指定されており、地区南側等の農地には農用地区域が指定されています。一部地区において、洪水浸水想定区域が指定されています。

【A・B】住宅及び商業施設等が立地し、生活利便性の高い地域が形成されています。住環境の保全を基本としつつ、利便性の向上を図るため「第二種住居地域」を指定します。

【C】住宅地が形成されており、住居系用途地域と隣接している。住環境の維持・保全、用途地域の一体性を踏まえ「第二種中高層住居専用地域」を指定します。



用途地域による建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限		無指定	第二種中高層住居専用地域
○ 建てられる用途	× 建てられない用途		
①、②、③、④、▲、■：面積、階数等の制限あり	— 指定なし		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		—	○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		—	○
店舗等	店舗等の床面積が150m ² 以下のもの 店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの 店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの 店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの 店舗等の床面積が3,000m ² を超え、10,000m ² 以下のもの 店舗等の床面積が10,000m ² を超えるもの	— — — — — —	③ ③ ③ × × ×
事務所等	事務所等の床面積が150m ² 以下のもの 事務所等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの 事務所等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの 事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの 事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの	— — — — —	▲ ▲ ▲ × ×
ホテル、旅館		—	×
・遊	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	—	×
・風	カラオケボックス等	—	×
・戯	雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	—	×
・俗	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	—	×
・施	キャバレー、個室付浴場等	—	×
・設			
公共施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校 大学、高等専門学校、専修学校等 図書館等	— — —	○ ○ ○
・病院	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	—	○
・学校	神社、寺院、教会等 病院 公衆浴場、診療所、保育所等	— — —	○ ○ ○
等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設等 自動車教習所	— — —	○ ○ ×
工場	単独車庫（附属車庫を除く） 建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ 備考欄に記載の制限	— —	▲ ②
・倉庫等	倉庫業倉庫 自家用倉庫 畜舎（15m ² を超えるもの） パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	— — — —	× ① ×
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	— — — —	× × × ×
	自動車修理工場	—	×
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設 量が少ない施設 量がやや多い施設 量が多い施設	— — — —
		① × × ×	



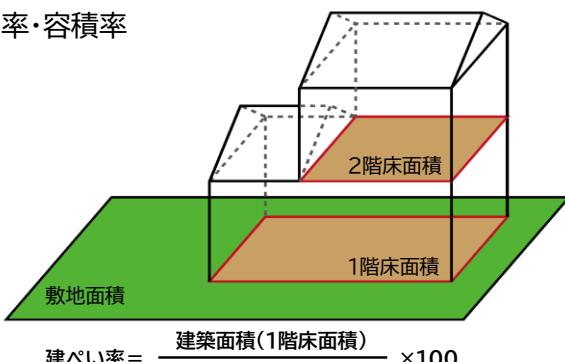
第二種中高層住居専用地域	第二種住居地域	備考
○	○	
○	○	非居住部分の用途制限あり
③	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
③	○	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下
×	○	③2階以下
×	○	④物品販売店舗及び飲食店を除く。
×	×	■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
▲	○	
▲	○	
▲	○	▲ 2階以下
×	○	
×	○	
×	○	
×	○	▲ 3,000m ² 以下
×	○	▲ 3,000m ² 以下
×	▲	▲ 10,000m ² 以下
×	▲	▲ 10,000m ² 以下
×	×	▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200m ² 未満
×	×	▲個室付浴場等を除く。
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	▲ 600m ² 以下
×	○	▲ 3,000m ² 以下
▲	▲	▲ 300m ² 以下 2階以下
②	③	① 600m ² 以下1階以下
※	※	② 3,000m ² 以下1階以下 ③ 2階以下
×	×	
①	○	① 2階以下かつ1,500m ² 以下 ② 3,000m ² 以下 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
×	○	▲ 3,000m ² 以下
▲	○	原動機の制限あり。 ▲ 2階以下
×	①	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
×	×	
×	×	
×	①	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下 ③ 300m ² 以下
①	○	
×	×	① 1,500m ² 2階以下
×	×	② 3,000m ² 以下
×	×	

※一団地の敷地内について別に制限あり。

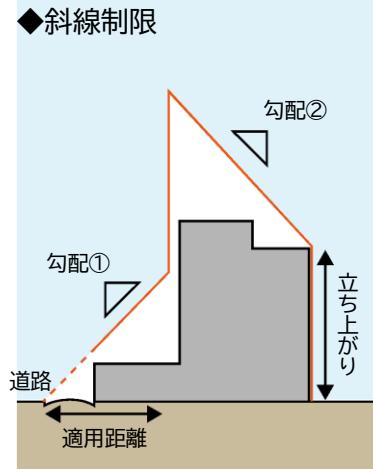
建物を建てるときのルール

		第二種中高層住居専用地域	無指定地域		
建ぺい率		60%	70%	第二種住居地域	
容積率		200%	400%	第二種中高層住居専用地域	
道路斜線制限	勾配①	1.25	1.5	60%	60%
	適用距離	20m	25~30m	200%	200%
隣地斜線制限	勾配②	1.25	2.5	1.25	1.25
	立ち上がり	20m	31m	20m	20m
日影制限		規制あり	—	規制あり	規制あり

◆建ぺい率・容積率



◆斜線制限

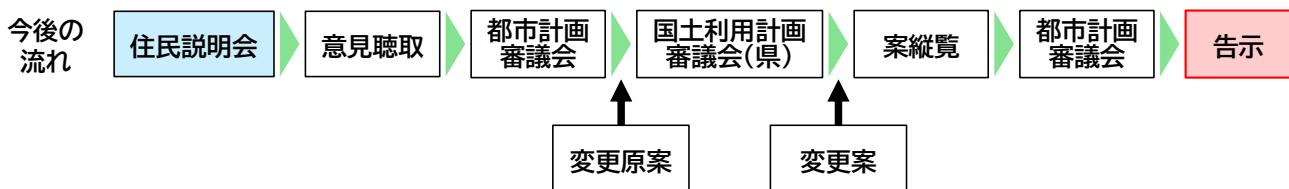


現在の建物について

- 用途地域が変更された際、既に存在する建物が新しい用途地域に合致していないなくても、ただちに建替や改修などを行う必要はありません。
- 次の建築行為（建替等）を行う際に、新しい用途地域の制限内容に合わせていただくこととなります。

今後のスケジュール

用途地域の変更（都市計画決定）は、以下の流れを経て決定されます。



問い合わせ先：佐伯市 都市計画課 街づくり計画係 〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号
TEL：0972-22-3114 FAX：0972-24-2615